

○熊本市政治倫理条例施行規則〔総務課〕

平成2年12月1日

規則第59号

改正 平成8年4月1日規則第38号

平成14年9月26日規則第72号

平成24年6月29日規則第145号

(趣旨)

第1条 この規則は、熊本市政治倫理条例（平成2年条例第34号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(審査会の会長等)

第2条 熊本市政治倫理審査会（以下「審査会」という。）に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審査会の会議)

第3条 審査会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審査会の会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審査会は、調査審議を適正かつ迅速に行い、又は会議の秩序を維持するために、必要な措置をとることができる。

(委員の除斥)

第4条 審査会の委員は、自己若しくは配偶者又は3親等内の親族の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係がある事件については、その審査に加わることができない。

(庶務)

第5条 審査会の庶務は、総務局において処理する。

(傍聴)

第6条 審査会の会議の傍聴については、熊本市議会傍聴規則（平成8年3月1日制定）の例による。

(平8規則38・一部改正)

(調査請求)

第7条 条例第6条第1項の規定により調査を請求しようとする者は、調査請求書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。この場合において、調査請求書にする署名は、調査請求がなされる日前60日以内にされたものでなければならない。

2 前項の調査請求は、条例の施行の日前になされた事案については、これを行うことができないものとする。

3 第1項の調査請求書に添付の疑義を証する資料は、条例第3条の政治倫理基準に違反する疑いのある事実を証する書面でなければならない。

(平14規則72・平24規則145・一部改正)

(調査請求書の点検、審査及び不備の補正)

第8条 審査会は、審査の付託を受けたときは、調査請求書の記載事項及び添付書類の内容について点検及び審査をし、調査請求に不備があるときは、相当の期間を定めて、その補正を命ずることができる。

(平24規則145・一部改正)

(調査請求の却下)

第9条 審査会は、調査請求を行った者が前条の補正命令に従わないときは、決定で当該請求を却下する。

(平14規則72・一部改正)

(意見の開陳)

第10条 審査会は、条例第7条第2項に規定する調査を行うに際しては、当該議員又は市長に意見を述べる機会を与えなければならない。

(平24規則145・一部改正)

(勧告書の写しの送付)

第11条 審査会は、条例第7条第3項の規定により勧告をしたときは、その写しを請求者に送付するものとする。

(審査結果の公表)

第12条 条例第7条第4項の規定による審査結果の要旨の公表は、市の広報紙に掲載して市民に周知させるものとする。

(平24規則145・一部改正)

(資産報告書の提出)

第13条 条例第8条の規定に基づき審査会が提出を求める資産報告書(様式第2号)の内容は、次に掲げるもののうち、審査会が指定するものとする。

(1) 資産の内容

ア 不動産の各物件の明細及び価額(本人が現に居住する建物及びその土地を除く。)

イ 動産並びに債権及び債務の明細及び価額(本人が現に居住の用に供している備品、3親等内の親族間の債権、債務並びに現に居住する建物及びその土地に係る債務を除く。)

ウ 公債、社債、株式(出資を含む。)その他の有価証券又は先物商品の取引の明細、期日及び価額

エ 不動産権益の購入、売却又は交換についての明細、期日及び価額(本人が現に居住する建物及びその土地を除く。)

(2) 収入及び贈与の内容

ア 給与、報酬、配当金、利子、賃貸料、謝礼金その他これらに類する収入の出所、期日及び金額(1出所当たり5万円未満のものを除く。)

イ 贈与及びもてなし(交通、宿泊、飲食、娯楽等)の出所、内容、期日及び金額又は価額(1出所当たり5万円未満の贈与及びもてなしを除く。)

(3) 地位及び肩書

ア 企業、非営利団体その他の団体(宗教的、社交的又は政治的団体を除く。)において有する全ての地位及び肩書

イ 報告義務者がその職を退いた後の雇用に関する契約その他の取決めについての当事者及び条件

2 審査会は、資産報告書の提出を求めるに当たっては、相当の期限を付することができる。

(平14規則72・平24規則145・一部改正)

(虚偽報告等の公表)

第14条 条例第11条の規定による虚偽報告等の公表は、緊急を要するとき、その他特別の理由があるときを除いて、市の広報紙により行うものとする。

(平24規則145・一部改正)

(説明会)

第15条 市長は、条例第12条の規定により説明会を開くときは、開催の日時及び場所その他必要な事項を定め、開催日の1週間前までに告示しなければならない。

- 2 説明会においては、代理人を出席させ、又は補佐人を付けることはできない。
- 3 市長は、やむを得ない理由により説明会に出席できないときは、その前日までに弁明書を提出するものとする。
- 4 前項の弁明書が提出されたときは、その旨を告示するものとする。

(委任)

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。ただし、審査会の運営に関し必要な事項は、審査会が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成8年4月1日規則第38号) 抄

(施行期日)

第1条 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成14年9月26日規則第72号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年6月29日規則第145号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の第7条第1項後段及び様式第1号の規定は、平成24年9月1日以後になされる調査の請求について適用する。

様式第1号（第7条関係）

（平24規則145・全改）

様式第1号（第7条関係）

調 査 請 求 書

年 月 日

熊本市長（宛）

請求者 住 所  
（代表者）氏 名 印

熊本市政治倫理条例第6条第1項の規定に基づき、次のとおり調査を請求いたします。

- 1 違反するおそれがあると認められる者の氏名
- 2 違反の内容（1,000字以内）
- 3 違反の根拠 熊本市政治倫理条例第3条第 号
- 4 違反を証する資料

調査請求者署名簿

（ 区）

有権者である ことの確認欄	署名年月日	住 所	生年月日	氏 名	印

- （注）
- 1 氏名は、自署すること。
  - 2 請求代表者が署名押印した調査請求書を正本とし、正本の調査請求者署名簿欄は空白とすること。
  - 3 調査請求者による署名は、正本の写しに行うこと。
  - 4 有権者であることの確認欄は、記載しないこと。
  - 5 署名簿は、区ごとに作成すること。

様式第2号(第13条関係)

(平24規則145・一部改正)

様式第2号(第13条関係)

(1) 資産

区 分	明 細	価 額	備 考
不動産	土 地		本人が現に居住する土地を除く。
	建 物		本人が現に居住する建物を除く。
その他			

区 分	明 細	価 額	備 考
動 産			本人が現に居住の用に供している備品を除く。
債 権			3親等内の親族に対する債権を除く。
債 務			3親等内の親族に対する債務及び現に居住する土地建物に係る債務を除く。

区 分	取 引 の 明 細	期 日	価 額
公 債			
社 債			
株 式			
その他の 有価証券			
先物商品			

区 分	購入、売却又は交換についての明細	期 日	価 額	備 考
不動産 権 益				本人が現 に居住す る建物及 びその土 地を除 く。

(2) 収入及び贈与

区 分	出 所	期 日	金 額	備 考
給 与				1出所あたり5万円 未満のものを除く。
報 酬				
配当金				
利 子				
賃貸料				
謝礼金				
その他				





区分	相手方	条件
職を退いた後の雇用に関する契約その他の取決め		